

## 令和3年 第5回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月27日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
  - 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (3件)
  - 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
  - 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (8件)
  - 議案第33号 農用地利用集積計画の決定の件
  - 議案第34号 令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価と令和3年度農業委員会活動計画決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

## 8 会議の概要

### ○事務局

ただ今より令和3年第5回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、  
○○議長よろしく申し上げます。

### ○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、○○委員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、  
8番○○委員、9番○○委員、両名を指名します。

それでは、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

### ○事務局

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 4,754 m<sup>2</sup>

土地の表示 ○○、田、面積 881 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 599 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 36 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 369 m<sup>2</sup>

売買 坪単価 1,500 円

○○、田、面積 1,429 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 1,440 m<sup>2</sup>

売買 坪単価 3,000 円

以上です。

### ○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

### ○○○委員 (○○)

譲受人は現在建設業を営んでおり、譲渡人の親戚であります。○○の別の所で1反半ほど米を作っています。将来的には農業用ハウスを建てたいとのことでした。

### ○○○委員 (○○)

譲受人について情報がなかったので面接をさせていただきました。譲受人

は〇〇出身で、借りた農地で4年間米作をした実績があります。〇〇に農業用機械を置く場所があります。将来的に法人化を考えており、〇〇の農地にハウスを設置してイチゴの施設栽培を考えておられます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 1,625 m<sup>2</sup>

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 8,855 m<sup>2</sup>

売買 坪単価 3,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○〇〇委員

5月15日に〇〇推進委員と共に現地確認いたしました。譲受人は当地区で農業をされており農機具も所有されており、問題無いかと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員  
質疑なし。

○議長  
それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局  
土地の表示 ○○、田、面積 1,237 m<sup>2</sup>  
譲渡人 ○○  
譲受人 ○○ 耕作面積 9,856 m<sup>2</sup>  
売買 坪単価 3,300 円  
以上です。

○議長  
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員  
譲渡人は、既に農業用機械を売ってしまっており、農地も誰か買ってくれる人を探していました。譲受人は現住所は○○ですが、○○出身で、申請地の手前二枚の田も譲受人の農地になります。そういうこともあり売買の話がまとまりました。

○議長  
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員  
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 420 m<sup>2</sup>

申請人 ○○

転用目的 農業用倉庫

建築面積 232.47 m<sup>2</sup>

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

○○推進委員と共に立会をいたしました。現在他の場所にある野菜出荷用の倉庫が手狭になっているため、新たに建てたいとのことです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続きまして 議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局  
土地の表示 ○○、田、面積461㎡  
譲渡人 ○○  
譲受人 ○○  
転用目的 分家住宅  
建築面積 101.44㎡  
使用貸借権  
農地区分 甲種農地  
以上です。

○議長  
事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員  
譲受人の○○さんが譲渡人の孫にあたります。○○のお父さんが申請地の東側の宅地に住んでおられ、申請地への進入路としてもその宅地を利用するそうです。譲受人は現在○○に住んでいますが、子どもさんが生まれて転勤を申し入れ、○○に転勤となり、その生活場所としてこの分家住宅を建築するそうです。排水は宅地の東側の水路に行くということで問題無いと思われそうです。

○議長  
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員  
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番ですが、松前町農業委員会会議規則第12条の規定により委員会の委員は、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。つきましては、〇〇委員の自己の案件となっておりますので、〇〇委員は、一時退室をお願いします。

それでは審議に入ります。受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 294 m<sup>2</sup>

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅

建築面積 105.16 m<sup>2</sup>

使用貸借権

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は家が数件ある所の隣で、5.5mの道路と水路に面しており、排水もその水路へ可能です。形が歪ですので、農業には適していませんが宅地としてはいいのではないかと思います。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の娘になります。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。それでは、ここで○○委員の一時退室を解きます。

○議長

審議を続けます。次は、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 233 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 資材置場

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

5月6日に○○推進委員と共に立会いたしました。譲渡人は○○にお住まいの左官さんです。資材置場を探していたところ、知り合いだった譲渡人と話がまとまったそうです。申請地は三方が宅地でブロック塀に囲まれていたり、農地としては、家庭菜園もやりにくい場所であったとのことでした。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 72 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 耕作道路

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

農地としては東側の細い道から農業用機械が出入りしていましたが、それでは進入路としては狭いため、申請地内に3メートルの進入路を設けるとのことで、特に問題無いと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続いて、受付番号5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局  
土地の表示 ○○、田、面積 374 m<sup>2</sup>  
譲渡人 ○○  
譲受人 ○○  
転用目的 分家住宅  
建築面積 117.27 m<sup>2</sup>  
所有権移転  
農地区分 甲種農地  
以上です。

○議長  
事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員  
譲受人は譲渡人の孫で、現在は松山に住んでいますが、子どもができるため帰ってきたいということで、ここへ家を建てたいということです。排水は田のすぐ横にあり、前に道路もあり問題無いと思われます。

○議長  
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員  
質疑なし。

○議長  
それでは、採決を行います。受付番号5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続いて、受付番号6番について、事務局より説明を求めます。

○事務局  
土地の表示 ○○、田、面積412㎡  
譲渡人 ○○  
譲受人 ○○  
転用目的 農家住宅  
建築面積 128.35㎡  
使用貸借権  
農地区分 2種農地  
以上です。

○議長  
事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員  
親の住宅の南側に農家住宅を建築するものであり、排水についても問題無いと思われま

○議長  
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員  
質疑なし。

○議長  
それでは、採決を行います。受付番号6番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号7番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 355 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 111.66 m<sup>2</sup>

使用貸借権

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

排水は北側がすぐ水路になっており、西側には広い道もあり問題無いと思われまます。譲受人は譲渡人の三男になり、子どもができて帰ってきて家をたてるということです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号7番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号8番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 330 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 121.3 m<sup>2</sup>

使用貸借権

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

親の家の南側に造成して家を建てるものであり、排水と道路も問題無いと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号8番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 1年  
利用権の設定を行う者 10人  
利用権の設定を受ける者 7人  
利用権を設定する面積 20,331 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 8,357 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 2年  
利用権の設定を行う者 16人  
利用権の設定を受ける者 7人  
利用権を設定する面積 34,008 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,281 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 3年  
利用権の設定を行う者 101人  
利用権の設定を受ける者 37人  
利用権を設定する面積 253,771 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,580 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 4年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 802 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 7,400 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 5年  
利用権の設定を行う者 93人

利用権の設定を受ける者 63人  
利用権を設定する面積 226,083 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 8,006 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 6年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 732 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 3,552 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 7年  
利用権の設定を行う者 5人  
利用権の設定を受ける者 2人  
利用権を設定する面積 13,797 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 8,625 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 8年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 1,842 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 12,000 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 10年  
利用権の設定を行う者 14人  
利用権の設定を受ける者 7人  
利用権を設定する面積 34,018 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,930 円

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 15年  
利用権の設定を行う者 1人

利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 2,028 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 6,000 円

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 1年  
利用権の設定を行う者 3人  
利用権の設定を受ける者 2人  
利用権を設定する面積 2,832 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 2年  
利用権の設定を行う者 2人  
利用権の設定を受ける者 2人  
利用権を設定する面積 3,559 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 3年  
利用権の設定を行う者 13人  
利用権の設定を受ける者 9人  
利用権を設定する面積 12,623 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 4年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 3,104 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 5年  
利用権の設定を行う者 24人  
利用権の設定を受ける者 20人  
利用権を設定する面積 55,968 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 7年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 1,347 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 露地野菜

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 10年  
利用権の設定を行う者 5人  
利用権の設定を受ける者 6人  
利用権を設定する面積 7,957 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 20年  
利用権の設定を行う者 1人  
利用権の設定を受ける者 1人  
利用権を設定する面積 9,852 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第33号について、意義なしの方、挙手をお願いします

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第34号令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価と令和3年度農業委員会活動計画決定の件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価について説明します。Ⅰの農業委員会の状況につきましては、各種統計調査等の数値を記入しております。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、利用集積の目標として485haという目標を立てていりましたが、実績としては507haとなっています。新規の実績としては27haで、達成率は105.63%となっております。農地全体に対する集積率も50%を超えており、県内でもかなり高い集積率となっており、松前町では担い手への集積が進んでいると思われまます。Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、残念ながら平成30年度から新規参入者が出てきていない状況です。新規参入についての相談は随時、事務局にも来ておりまして、JAや伊予農業指導班と新規就農相談のチームを結成して対応しております。今後も関係機関や農業委員さんと連携して新規参入が増えるように努力していきたいと思ひます。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価とⅤの違反転用への適正な対応についてですが、残念ながら解消の実績として数値はあがっていませんが、毎年農業委員さんに実施していただいております農地パトロール等の活動を通じまして、遊休農地や違反転用の発生を未然に防ぐということで、一定の成果は出ているものと思ひしております。Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてですが、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務の件数等を記載しております。

続きまして令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。Ⅰの農業委員会の状況につきましては、各種統計調査等の数値を記入しております。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、1の現状及び課題のこれまでの集積面積が507haとなっており、毎年実績プラス5haを目標とさせていただいておりますので、512haを目標としております。Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入目標を1経営体、参入目標面積を0.5haとしております。Ⅳの遊休農地に関する措置とⅤ違反転用への適正な対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、既存事例の解消というのは難しい面もありますが、新たな遊休農地や違反転用を未然に防ぐという意味でも、農業委員さんによる農地パトロール等の活動を継続していただきたいと考えております。

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第34号について、意義なしの方、挙手をお願いします

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。